5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　落札者となった場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとし、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
③　5⑵②の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは、これを免除する。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomoo Tsuda Deputy Director General (Communications, Electronics and Guided Weapons) Equipment Procurement and Construction Office Ministry of Defense
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : [Article, Quantity]
①　Computer, Meteorological Data, 1 each
②　Power Supply, 4 each
③　Computer, Meteorological Data, 5 each
⑷　Delivery period : as in the tender documentation
⑸　Delivery place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade : ⑶①②③　A, B, C or D in the “Manufacture” in the Kanto and Koushinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Defense. (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　The person who is not being under suspension of nomination by Director General for Health and Medicine, Director General, Bureau of Operational Policy, Director General, Bureau of Finance and Equipment, or by Director General, Equipment Procurement and Construction Office.
⑺　Time-limit for tender : 18 : 00　3 December 2014
⑻　Contact point for the notice : Masayo Sasagawa Radar, Sonar and Computer Systems Division, Equipment Procurement and Construction Office Ministry of Defense 5―1 Ichigayahonmuracho Shinjukuku Tokyo 162―8860 Japan. TEL 03―3268―3111 Ext. 35414

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年10月８日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　髙﨑　一郎
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入品名及び数量　超伝導デバイス測定用無冷媒型希釈冷凍機システム　一式
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成27年９月30日
⑸　納入場所　情報通信研究機構
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本案件は、電子入札システムで行う対象調達案件であるため、原則電子入札システムにより入札に参加すること。なお、電子入札システムによりがたい者は、紙入札参加承認申請書を提出すること。その他詳細は、入札説明書による。
2　競争参加資格
⑴　情報通信研究機構契約事務細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、関東・甲信越地域又は近畿地域の競争参加資格を有する者であること。又は平成25・26・27年度情報通信研究機構競争参加資格「物品の製造」又は「物品の販売」Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、平成26年３月28日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　情報通信研究機構又は総務本省から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑸　当該物品の納入後、修理、点検、保守その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
3　入札書の提出場所等
⑴　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先　情報通信研究機構電子入札システム
https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAccepter/index.jsp?KikanNo=1390300
問い合わせ先は、以下⑵に同じ。
⑵　紙入札方式による場合の問合せ先
〒184―8795 東京都小金井市貫井北町４―２―１　情報通信研究機構財務部契約室　担当　原嶋　美幸　電話042―327―6162
⑶　入札説明書の交付方法　平成26年10月８日から平成26年11月27日まで、情報通信研究機構電子入札システム内、入札情報システムよりダウンロードすること。
⑷　電子入札システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限
平成26年11月27日午前12時
⑸　電子入札システムによる入札書の受領期限
平成26年12月11日午前12時
※紙入札書により入札参加する場合も、上記時刻までに３の⑵あてに提出すること。
⑹　開札の日時及び場所　平成26年12月12日午前11時　情報通信研究機構入札室
⑺　その他詳細は入札説明書による。
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書に示した書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。